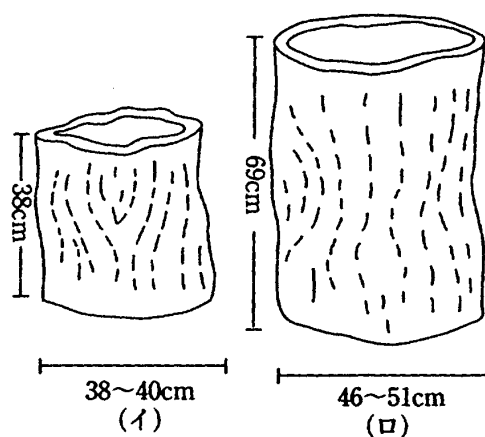


44 類 1. ホワイトラワン、ホワイトメランチ及びホワイトセラヤについて

関税率表第 44 類に掲げられているホワイトラワン、ホワイトメランチ及びホワイトセラヤは、いずれもふたばがき科の熱帯産木材で、地域によりこれらの名称が区別されない場合があるが、同表第 44.03 項、44.07 項及び 44.12 項に掲げるホワイトラワンは、学名 *Pentacme contorta* のものをいう。

4403.11 又は 4403.12 1. Log Furniture

本品（イ）及び（ロ）は、単に皮を剥ぎ一定の寸法に切った丸太であり、家具としての特性を有するものとは認められないこと及び本品に行ったクリアラッカーの塗布は防腐のための処理と考えられることから、粗の木材としてこの号に属する（9401.80/1 参照）。



4403. 25、4403. 26 又は 4407. 19 1. 輸出木材（スギ属のもの、ヒノキ属のもの及びカラマツ属のもの）

輸出統計品目表第 4403. 25 号、第 4403. 26 号及び第 4407. 19 号の細分において「スギ属のもの」、「ヒノキ属のもの」及び「カラマツ属のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- (1) スギ属 (genus *Cryptomeria*) のものはすぎ種 (学名 *C. japonica* (L. f.) D. Don) のみをもって形成し、日本固有種であり北海道南部、本州、四国、九州に広く産する。
- (2) ヒノキ属 (genus *Chamaecyparis*) のものはひのき種 (学名 *C. obtusa* (Siebold & Zucc.) Endl.)、さわら種 (*C. pisifera* (Sieb. & Zucc.) Endl.) があり、本州、四国、九州に産する。
- (3) カラマツ属 (genus *Larix*) のものは世界に約 10 種あって北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、からまつ (学名 *L. kaempferi* Carr 別名日本からまつ)、グイマツ (学名 *L. gmelinii* Ver. *japonica*)、チョウセンカラマツ (学名 *L. gmelinii* Ver. *olgensis*)、グイマツとからまつの交配雑種であるグイマツ雑種 F₁ 等がある。

4407.11、4407.12 1. 松（マツ属のもの）のもの、もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの

関税率表第 4407.11 号の「松（マツ属のもの）のもの」並びに同表第 4407.12 号の「もみ（モミ属のもの）」又は「とうひ（トウヒ属のもの）のもの」に属する主なものは、次のとおりである。

(1) 第 4407.11 号

松（マツ属のもの）のもの（genus *pinus*）は世界に約 90 種あり、主として北半球に産する。

第 4407.11 号に属する主なものには、シベリア、韓国産の紅松（学名 *P. Koraiensis* S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル）、欧州あか松（学名 *P. Sylvestris* L. 別名 Scotch pine、ソスナ）、北米産の yellow pine（学名 *P. ponderosa* Dougl. 別名 silver pine、ponderosa pine）、ニュージーランド産のラジエタパイン（学名 *P. Radiata* D. Don. 北米から移植されたもの）等がある。

米松（ダグラスファー）は第 4407.11 号には分類されず、第 4407.19 号に分類される。

(2) 第 4407.12 号

イ もみ（モミ属のもの）のもの（genus *Abies*）は世界に約 40 種あり、欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。

第 4407.12 号に属する主なものには、韓国産又はシベリア産の朝鮮もみ（学名 *A. holophylla* Max. 別名沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、チョウセンシラベ（学名 *A. nephrolepis* Max. 別名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 *A. sachlinensis* Mast. 別名 Saghalién fir、ピフタ）、欧州産の silver fir（学名 *A. Peclinata* D.C. 別名 European silver fir、Sapin blanc）、北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファー等がある。

ロ とうひ（トウヒ属のもの）のもの（genus *Pinus*）は世界に約 40 種あり、北半球の温帯及び寒帯に産する。

第 4407.12 号に属する主なものには、欧州産の欧州とうひ（学名 *P. excelsa* Link. 別名 Common spruce、spruce fir）、韓国産又はシベリア産のえぞまつ（学名 *P. jezoensis* Carr. 別名 Yezo spruce、yulinsun（魚鱗松）エーリ）、朝鮮とうひ（学名 *P. obovata* Ledebour. 別名 Siberian spruce. エーリ）等がある。

4407.19 1. カラマツ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）

関税率表第 4407.19 号-1 の「カラマツ属のもの」に属する主なものは、次のとおりである。

カラマツ属（genus *Larix*）のものは世界に約 10 種あり、北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、韓国産又はシベリア産のダフリカからまつ（学名 *L. dahurica* Turcz. 別名リストベニツァー）、しこたん松（学名 *L. kurilensis* Mayr. 別名 Dahurian larch、千島からまつ）等がある。

4409.21 1. 竹製の串

本品は、竹の細い引抜材を定寸（約 10～15 センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串刺しに使用される。

定寸に切ったもの 第 4409.21 号－1

一端を削ってとがらせたもの 第 4421.91 号－1

定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工がされていないので、引抜材として第 4409.21 号－1 に属する。

一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるので、一種の製品として第 4421.91 号－1 に属する。

44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分

第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分は、次による。

- (1) 第 44.03 項から第 44.13 項までのいずれかの項に該当することとなる加工を施した木材は、それが実際に建築用に供するものであっても、第 44.03 項から第 44.13 項までの適合する項に属する。

例：イ 皮を剥いだ丸太で床柱用のもの (44.03)

ロ 建築用のくい (44.04)

ハ かんながけした板で建築物用のもの (44.07 又は 44.08)

ニ さねはぎ加工をした天井板及び床板、溝付け加工をした角材で敷居又はかも居として使用するもの、溝付け加工をした細い角材でガラス戸の枠を作るためのもの並びに表面が波形の板にさねはぎ加工をしたもので劇場等の内部の側面に使用するもの (44.09)

ホ さねはぎ加工をした化粧合板で天井用、床用又は室内側面用のもの及び装飾的な曲面加工をした合板で天井用又は室内側面用のもの (44.12)

- (2) 上記 (1) に該当しない木材加工品のうち、用途が建築用に限られることが物品自体に具現されているものは、建築用木工品として第 44.18 項に属するが、そのような物品は、次のいずれかに該当するものとする。

イ 建築物の組立てのための加工を施したもの

例：(イ) ほぞを付け又はほぞ穴をあけた柱

(ロ) ほぞを付け又はほぞ穴をあけた敷居及びかも居

ロ 建築施工の目的に合うように 2 種以上の物品を組み合わせたもの

例：取付け用の枠に天井板を密着した物品

ハ 建築物の部分として固有の形にしたもの及び固有の加工を施したもの

例：彫刻を施した床柱及び欄間板

- (3) 次に掲げる建築構造用に供される物品については、上記 (1) の取扱いにかかわらず、建築用木工品として第 44.18 項に属する。

イ グルラム

グルラムは、関税率表解説第 44.18 項並びに同解説第 4418.81 号、4418.82 号、4418.83 号及び 4418.89 号に定める「構造用集成材 (glulam)」である。

この号に属する物品には、例えば、下記のようなものがあるが、これら以外のものであっても、上記解説の記載に該当するものは、同号に属する。

(イ) 最低の断面が、幅 76 ミリメートル (3 インチ) 以上及び高さ (ひき板を積層した厚さ) 140 ミリメートル (5 1/2 インチ) 以上のもので、かつ、次の条件のいずれかを輸入時に満たしている構造用 (注 1) 集成材。

(a) はり又はアーチとして使用される特徴ある形状に加工されたもの (例：湾曲したものの、むくりをつけたもの又はほぞを付け若しくはほぞ穴をあけたもの)

(b) 適正な位置にボルト穴をあけたもの

(c) かんながけ又はやすりがけしたもので、かつ、面取りをしたもの

(d) 平均ラミナ厚（断面の高さをラミナの枚数で除したもの）が 30 ミリメートル以上のもの

(ロ) 断面の幅が 76 ミリメートル（3 インチ）未満又は高さ 140 ミリメートル（5 1/2 インチ）未満の集成材、又は最低断面の幅及び高さがそれぞれこれら以上の大きさのものであって上記（3）イ（イ）の（a）～（d）までの条件のいずれをも満たさない集成材については、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注 2）を施すことなく構造用の用途（注 3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 4）又は金具（注 5）が当該貨物に附属しているもの。

ロ 単板積層材（LVL）

輸入時において次の条件のいずれかを満たしている構造用（注 1）の単板積層材（LVL）は、第 44.18 項に属する。

(イ) 組立てられた製品（例：I 型ビーム、I 型の根太、スチール入り合わせばり及びトラス）

(ロ) 明らかに組立用の部品と認められる形態の製品（例：ほぞ、ほぞ穴、ありつぎ、その他これらに類する組立てのための継手を有するもの）

(ハ) はり又はアーチとして特定の形状に加工された部品（例：湾曲したもの、むくりをつけたもの）

(ニ) 断面が、幅（単板積層材（LVL）の場合は単板を積層した厚さをいう。）38 ミリメートル（1 1/2 インチ）以上及び高さ 89 ミリメートル（3 1/2 インチ）以上の製品であって、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注 2）を施すことなく構造用の用途（注 3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 4）又は金具（注 5）が附属しているもの

ハ さねはぎ加工を有する集成材

床用又は屋根用として設計されたさねはぎ加工を有する集成材については、断面が幅 133 ミリメートル（5 1/4 インチ）以上及び高さ（ひき板を積層した厚さ）56 ミリメートル（2 3/16 インチ）以上のもの（いわゆるデッキング）で、末端部にほぞ、ほぞ穴その他組立てのための縦継ぎ加工を施したものは、第 44.18 項に属する。

注 1 「構造用」という用語は、単に表現上のものであり、本文の中で定義したものの以上の条件を満たさなければならないことを意味するものではない。

注 2 「更に重大な加工」とは、再製材及びオーバーレイのみをいうものとし、定尺に切ること又は組立てを含まない。

注 3 「構造用の用途」とは、梁、アーチ、柱、まぐさ及びもやその他のあらゆる建築物の構造用の主な骨組みとして使用されるものを含む。

注 4 「技術的資料」には、次のものを含む。

① 設計図又は図面

② 標準仕様書その他これに準ずる技術マニュアル

③ 取り付け指示書

④ 構造用集成材又は構造用単板積層材に係る日本農林規格（JAS）の格付の表示（構造用集成材については「小断面」の表示があるものに限る。）

注5 「金具」には、当該集成材又は単板積層材のサイズ及び品質にみあった適切なもので、ハンガー、メタルプレート又はメタルブラケット等を含む。

4418.91 又は 4418.99 1. 建具及び床柱

関税率表第 4418.91 号－1 及び第 4418.99 号－1 の対象となる建具は、建築物の閉口部又は間仕切り部に取り付けて当該部を開閉する建築物の木製（竹製のものを含む。以下この項目において同じ。）の附属品のうち、第 4418.19 号、第 4418.21 号及び第 4418.29 号に属しないもの（例えば、障子及びふすま）である。また、これらの細分には、未完成のもので提示の際に完成した木製建具としての重要な特性を有するもの及び完成した木製建具で組み立ててないもの又は分解してあるものを含む。

また、上記細分の対象となる床柱は、日本家屋に特有な床の間に立てられる装飾的な柱であり、建築物の部分として固有の加工を施したもの（例えば、かも居又はかまちに取り付けるためのほぞ又はほぞ穴を有するもの及び彫刻を施したもの）である。

第 44.03 項から第 44.13 項までのいずれかの項に該当する木材（例えば、丸太及び単にかんながけした角材）は、それが通常銘木と称され輸入後実際に床柱用に供するものであってもこの細分には属さず、第 44.03 項から第 44.13 項までの項に属する。